

# 平成29年度 事業計画書



社会福祉法人キリスト教児童福祉会  
児童養護施設 聖母愛児園

〒231-0862

神奈川県横浜市中区山手町6-8

TEL 045 (662) 8338

FAX 045 (663) 2704

<http://seiboaijien.com/>

平成 29 年度 社会福祉法人キリスト教児童福祉会  
児童養護施設 聖母愛児園事業計画書

## 1. 基本理念

あなたがたは、神の家族です。

エフェソの信徒への手紙 2 章 19 節

わたし（キリスト）が愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。

ヨハネによる福音書 5 章 12 節

家庭的な生活環境（小規模ユニット型）の中で、家庭的な養育を推進し、子ども達と職員が共に育み、互いに愛し、一般的な家族の概念を超えた、神の家族として成長していくことを基本理念とする。

使 命 子どもを育み自立させる

目 的 保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う

機 能 社会的養護を必要とする児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する

目 標 子どもの最善の利益を念頭に置いた支援を行う

養育指針 自尊心を高める養育・自主性を重んじる養育

## 2. 基本方針

- 1) 家庭的養護の推進
- 2) 児童の安心で安全な生活を保障し、心身の健全な育成を推進
- 3) 児童の社会的自立を目標とした支援
- 4) 回復をめざした支援
- 5) 家族との連携・協働

### 3. 事業計画

- 1) 要保護児童の社会的養護の推進
- 2) 処遇体制の強化
  - ・職業倫理観や専門性の向上のための研修の充実
  - ・児童の権利養護に向けた研修の充実
  - ・児童への権利侵害防止の取り組みの明確化
  - ・養育の質の向上を図る為に養育の在り方検討の実施
  - ・養育の標準化の為に支援マニュアルの作成
  - ・アセスメントシート、自立支援計画票の活用
  - ・自立支援事業の充実
  - ・園内交換研修の実施
- 3) 施設運営の組織化推進
  - ・園内職員研修の実施
  - ・ユニットフロアにリーダーを配置した統括体制の実施
  - ・スーパービジョン体制のシステム化
  - ・ホーム職員配置数改善のための新規職員雇用
  - ・実習指導内容の充実
  - ・職員雇用の安定化に向けた、養成校との連携
  - ・職員雇用の安定化に向けた、学生等のボランティア・見学の受け入れ
- 4) 暫定定員の解消に向けた、新規児童の積極的受け入れ
- 5) 施設内心理の機能強化
- 6) 聖書に基づく人間観・福祉観の学びと理解
  - ・聖書の学び（月1回）の実施
  - ・CS（church school）の定期実施
- 7) 各種委員会活動の充実
- 8) 地域との協働を深め、開かれた施設づくりの推進
- 9) 食育の研究と実践
- 10) 社会資源としてのボランティアの積極的活用
- 11) 融資償還計画の実行
- 12) 公共料金を節約し、環境に配慮した施設運営を行う

### 4. 児童・職員

- (1) 児童定数 96名（暫定95名）＊地域小規模児童養護施設6名含む
- (2) 職員（法定定数27名・加算約8名）  
施設長1名、事務長1名、事務員2名、栄養士1名、主任3名、保育士22名、  
児童指導員9名、心理療法士1名、調理員等3名、非常勤職員7名、嘱託医1名

常勤職員合計 43名

非常勤職員合計 8名

## 5. 組織構成

児童支援体制移行後7年目を迎える。大規模定員での小規模ユニット体制維持の為に常時従事者が50名を超える事業所であり、衛生委員会の設置や職員へのストレスチェックの義務が課せられる大規模な職員組織化が経営の中核となる。

基本方針に基づき、職員間の相互理解と共通認識をもって、掲げられた事業目標の達成に向けて組織的運営を図っていく上において、施設長を中心に各主任と調整のうえ、全ての職種の情報収集・分析・指示命令に一貫性を持たせる。

施設全体をA・B・Cブロックに分け、各々にブロック主任を配置する。(地域小規模児童養護施設はAブロック主任が担う)ブロック主任が中心となり、児童の生活支援状況を把握し、職員各々の勤務・健康等の管理調整を行い、家庭支援専門相談員、個別対応職員の役割の実際を主任やブロック主任が中心となって担い、より良い処遇体制の構築と人材育成の基盤構築を目指す。

生活支援の要になるホーム担当保育士・児童指導員においては、性別により判断される種の業務について適宜、分担をして遂行にあたる。そして、方針に基づいて発揮される各ホーム運営の個性を相互に尊重し、且つホーム運営状況の適正さを確かめながらホーム運営を行う。

生活支援ブロックに対し専門職業務の明確化を図り、心理療法士・管理栄養士・調理員・事務員・園内保育担当保育士が専門性を生かせるよう情報交換を密に行い業務連携を図り、その専門性が児童への支援に貢献できるようにする。

前年度より1ホーム(ケア単位)における職員配置を3.25名の配置数に改善したが、その為に、本園の2ホームを暫定的に休止した。本年度開始時には再開としたかったが、人材確保に困難を来しているためそれが叶わなかった。今年度においても職員人材確保については継続課題とする。

## 6. 出納承認の明確化

現実的な承認経路を明確にし、事務処理の省力化を図る。

<A>ブロック主任による承認

日用消耗品、文房具等で¥5,000-未満

学校教育に関する支払い

<B>施設長による承認

日用品等で¥5,000-以上

行事等イベントに要する費用で、予算¥5,000-以上

<修理・修繕>施設長・ブロック主任による承認

全支出に対しての施設長承認はないが、会計伝票における施設長決済がなされる。従って、出納業務に関して、ブロック主任によるチェック、施設長によるチェック、事務によるチェックにより、チェック機能を充実させ、適正な出納処理とする。

## 7. 職員間連携体制

園内 LAN システムの導入（H22 年度～）によりシステムの範囲内であれば、どのパソコンからも情報の閲覧や記録の書き込みを行うことが可能である。引き継ぎ事項や連絡・報告事項は、口頭だけではなく、システムに書き込みを行うことにより、より確実にスムーズに情報共有が出来るようになっている。処遇システム、グループウェアの活用については、職員個々が活用し情報共有がなされている。しかし、情報過多や直接的な伝達が希薄になる恐れ等の課題が見られ、継続的に改善に努めていく。

運営会議にフロアリーダーが参加する。施設づくりへの現場職員の参画および職員育成を大きな狙いとして実施する。

また、以下のとおり各種会議を開催する。

### ①運営・連絡・調整

職員会議（月 1 回）：運営に関する連絡調整と全職員による最高決議

運営会議（月 1 回）：運営方針の協議と決議

主任会議（月 1 回）：運営および連携に関する協議と決議、連絡調整

朝 礼（毎平日）：日々の連絡と調整

### ②処遇検討・連携

フロア会議（月 1 回）：フロアでの支援の確認、連携強化、具体的な支援方法の確認

※必ず各ホームの「ケース会議」を実施し、具体的な支援方法を確認する

本郷ホーム会議（月 1 回）：フロアでの支援の確認、連携強化、具体的な支援方法の確認

ホーム会議（月 1 回）：ホーム内の支援の確認、連携強化

養育標準化委員会（月 1 回）：養育の標準化の為に支援マニュアルの作成

### ③その他

苦情要望解決第三者委員会（年 2 回以上）

給食会議（月 1 回）：職員会議と併せて実施

調理部会（年 4 回）

エンジェル会議（月 1 回）

エンジェルスタッフ会議（月 1 回）

心理士会（隔月 1 回）

事務部会：随時

#### ④外部機関との連携

児相連絡会（年1回）：4児相との連絡会を2児相ずつに分けて行う。

幼稚園連絡会（年1回）

小学校連絡会（年1回）

中学校連絡会（年1回）

### 8. 職員育成

職員の自己研鑽の環境を整え、専門性の向上をはかり、職員資質を高める

- 1) 年間研修計画を作成し、各研修会へ職員が積極的に参加する
- 2) 新任職員研修を実施し、知識・技能向上を目指し新任職員を養成する
- 3) 専門書籍や文献など専門図書の購入を推進し活用できるよう努める
- 4) S V実施
- 5) 園内職員研修の実施（年4回）

### 9. 保健衛生管理

#### 1) 健康診断

- ・ 児童は年2回の嘱託医による健康診断の実施。学校での各検診も実施。
- ・ 職員は年1回の健康診断の実施。35歳以上成人病検診を含む

#### 2) 疾病予防対策

- ・ 細菌検査の実施。施設長と事務員を除く全ての常勤職員は月1回検便の実施。
- ・ 年1回、全児童のインフルエンザ予防接種。
- ・ 未接種が認められた際の予防接種の実施。

#### 3) 衛生管理

- ・ 布巾の洗濯、食器の消毒を毎日実施。
- ・ 手洗い石鹸をポンプ式液体のものとする。
- ・ 児童の衛生管理（手洗い、うがい、耳掻き、つめきり）を定期的に行う。
- ・ 洗面所の手ふきは各児童個別のものを使用する。
- ・ 児童が感染症等発症の際には、当該ホームへの他ホーム児童の出入り禁止や園内保育受け入れ基準に基づいて利用の制限をし、感染拡大防止に努める。

### 10. 児童および保護者の要望受付システムの確立と活用

児童及び保護者からの苦情・要望の適切な解決に努める。児童からの要望や質問については、定期的なホーム会や子ども運営委員会、高校生会等から意見を収集し、必要に応じて回答する。また、意見箱を設置し、要望発信がし易い環境を保障する。

- 1) 要望受付に関する児童および保護者に対する周知

- 2) 要望解決に関するシステムの活用と連携
- 3) 児童養護施設サービス第三者評価の受診（義務化）
- 4) 要望解決第三者委員と児童との交流の実施
- 5) 子ども運営委員会・高校生会・ホーム会の実施

## 1 1. 情報開示

施設の経営方針や運営方針について、職員会議や各ブロック会において、口頭又は文書にて情報提供を行っていく。外部への情報開示は重要であるが、それ以上に重要なのが、内部への情報開示と情報提供である。職員には施設経営全般の情報を、児童には、子ども運営委員会、高校生会、ホーム会等を通して、年齢に応じて必要な情報を提供していく。また、財務諸表・事業計画書・事業報告書・運営内容・自己評価結果等をホームページにて公開する。

## 1 2. 財政安定への努力

借入金返済は、元本 21,360,000 円を返済するが、その内、10,680,000 円は償還金補助金を横浜市より受ける。借入金利息は、3,176,415 円を支払うが全額横浜市より補助金を受ける。従って、実質的な年間支出は、10,680,000 円となっている。

平成 29 年度は、保育所保育士等の処遇改善に関する予算（保育人材確保のための総合的な対策）が生まれ、児童養護施設職員もその枠に含まれているため、民間施設給与等改善費または措置費単価に反映されると推測できる。現時点では詳細は掴めていないが、職員の処遇改善、キャリアアップの目標指針、働くことへのモチベーションアップによる、児童処遇の質の向上への対応として、給与規定の一部改定を行う。

児童定員に対して、措置児童現員が少ない状況が続いており、暫定定員 2 年目となる。措置費人件費収入に大きく影響するが、子どもたちの安心安全な生活保障と職員の待遇改善を優先的な課題として捉え、職員配置数を導きだしていく。国や地方自治体の職員処遇改善予算に左右されるが、人件費の収支バランスを見極めていく。

現建物竣工後 7 年となるが、特に電化製品等の消耗器具備品の故障が目立っている。計画としては、エアコンの部品保持期間の 13 年を目処に、買換交換のタイミングを計っているところであるが、電化製品・家具等の故障は、生活に影響するため、順次、修繕または買換を行っていく。

児童処遇低下、職員待遇低下、施設機能低下、これらを回避しながら、今年度も財政安定化に取り組んでいく。

## 1 3. 事業費予算について

小舎制の利点を最大限に引き出していくための予算計上を継続していく。特に、園全体での行事よりも、ホーム毎のイベントを重視した予算配分に心掛け、ホーム単位での活動の充

実を図る。日帰りや宿泊旅行などのイベントや、銭湯や外食などのちょっとした外出にも対応出来るようにしている。

またホームでの自由献立やバースデイ調理費として一人単価 1,680 円を計上している。誕生日に普段と違う献立で祝ってもらふ経験は、子どもたちにとって良き思い出になっている。

しかし、小舎制による小グループでの生活でも、大人を独占できる瞬間は限られている。子どもたちにとって、今この瞬間、大人が自分だけを見ていてくれる、と言う満足感は計り知れない。その様な満足感の獲得と社会性としての体験、生活の質の向上、これらの要素を踏まえ、個別対応費として児童ひとり単価 5 千 300 円を計上している。これは、例えば、映画を見に行き、レストランで食事をする程度の予算であるが、年に一回、確実にこのような経験が出来るようにしたい。

年末年始に自宅に帰宅できない子どもたちがいるが、その子どもたちが、例えば、スケートを楽しみファミリーレストランで食事をする程度のひとり単価 3,500 円を計上している。

小グループの動きを基本とする取り組みを継続しているが、園全体を一つのコミュニティとし、その中で行われるグループワークの一環として、園内クラブ（太鼓などの活動）やスキー旅行、パソコン教室、社会体験ツアー等の活動を継続していく。

招待行事も多く、年間を通してのイベントは、一般家庭の子どもたちに比べると充実しているところもある。しかし、集団行動の場合が多い。その様な経験も社会性の育成として重要であるが、それに小グループでの体験が加わることによって、子どもたちの社会体験の幅が広がると言える。

今年度も、少人数での生活に、更にその中での個人にスポットを当てた児童ケアを目指して事業を進めていく。

#### <総括>

前年度に職員配置充実の為に実施した本園 10 ホーム体制については、ホームを担当する職員がその効果を実感することが出来たとの評価を得ている。ただ、休止ホーム再開の為に人材確保には至らず、改めて、今後の支援体制を強化する意味においても人材の確保と育成は特に重要であり且つ、喫緊の課題であり、昨年度と同様に今年度の計画にも反映し掲げる。

また一昨年度末と同様に昨年度末の退所児童が多く、児童相談所との連携を継続しながら今年度も積極的な新規児童の受け入れを行い安定した運営に努める。



# 平成29年度 事業計画書

事業所名：地域小規模児童養護施設 本郷ホーム

## 1. 事業内容

地域小規模児童養護施設（以下「地域小規模施設」という。）は、現に児童養護施設（以下「本体施設」という。）を運営している法人の支援のもと、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、児童の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

家庭復帰困難児童等を対象に6名定員で、本体施設とは別に、既存の住宅等を利用して、一般家庭に類似した機能をもつ中で処遇を行う。

## 2. 養育基本方針

「家庭」に近づけるよう念頭におきながら子どもたちの自立を目指し、そのためによりよいことを選択して支援を行う。常に「普通の生活とは」と考えていく中で、買い物や調理に子どもたちも参加し、入浴、洗濯、掃除、身辺整理など生活習慣の確立においても、（家事、環境保全、営繕、ホーム運営などすべてにおいて関わる）職員が手本を見せながら自然な形で日常生活のスキルが身に付くように身をもって示していく。

日課や課題は必要最低限のみとし、ひとりひとりに合わせて対応し、子どもと話し合いながら個別に考えていく。また、自分本位な行動とならないよう「和」を大切に、みんなのことを考える思いやりの心を育み、ホームがくつろげる自分の「家」となるような働きかけを心掛ける。

### 児童目標

- ・みんながひとりのことを、ひとりがみんなのことを思いながら生活することにより思いやりの心を養う。
- ・ホームの生活はみんなで計画、分担、協力し合う。依存する生活より、主体的に生活に参加することを大切にし、協調性を養う。

## 3. 所在地

住所 横浜市中区本郷町3丁目99番地

建物 木造2階建て（借家）

2階 居室6部屋 トイレ

1階 リビング キッチン 浴室 トイレ 職員部屋

（パーテーションによりリビングと居室1部屋にわけるとも可能）

ロフト収納

#### 4. 児童・職員

(1) 児童 定数 6名

(2) 職員 児童指導員 1名、保育士 2名、心理士 1名（兼任）  
非常勤職員 1名

#### 5. 職員間連携体制

本体施設と同じく園内 LAN システムを使用し、処遇日誌やグループウェアにて職員間での情報共有をはかる。引き継ぎ事項においても同じく処遇日誌やグループウェアを活用するが、出来る限り直接的な伝達を基本とし、場合によっては連絡帳を用いて情報共有をはかる。

#### ▼会議について

##### ① 本郷会議

※本会議の中で、「ケース会議」を実施し、具体的な支援方針を確認する

出席者：施設長、Cブロック主任、心理療法士、本郷ホーム職員

会議場所：本園会議室

##### ② 本郷ホーム会議

出席者：Cブロック主任、本郷ホーム職員

場所：本園会議室

また、以下の通り本体施設の各種会議に参加する。

運営会議（月 1 回）：運営方針の協議と決議

職員会議（月 1 回）：運営に関する連絡調整と決議

朝礼（毎平日）：日々の連絡と調整

#### 6. 他機関連携

(1) 施設の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、学校及び入所児童の家庭等と密接に連携をとり、入所児童に対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努める。

(2) 特に、地域における近隣関係については、児童は地域において育成されるという観点に立ち、積極的に良好な関係を築くよう努める。

(3) 本体施設から地域小規模に移行する児童及びその保護者に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意する。

平成 29 年度 社会福祉法人キリスト教児童福祉会  
聖母愛児園 園内保育事業計画書

① 事業内容

- ・ユニットでの幅広い縦割りとは違う環境の下、幼児が集まり年齢や発達に応た遊びや活動を通し、児童の発育を目的とした保育を提供する。
- ・幼稚園児の帰園後の遊び場を提供する。
- ・生活ホーム支援職員の勤務負担軽減。
- ・ボランティアの受け入れ。
- ・実習生、見学者への事業説明。
- ・児童の幼稚園に係る事、児童の発達について生活ホームとの連携。
- ・その他(新規入所児童慣らし受け入れ・職員実子受け入れ)

② 保育内容

健康・人間関係・環境・言葉・表現 五領域を満たす保育に努め園児の豊かな経験の場となるよう取り組んでいく。

受け入れは、月曜日～金曜日 9:00～16:30 迄とする。

③ 児童・職員

- 1、児童 未就園児定数 9名 幼稚園児 6名(H29・3現在)
- 2、職員 非常勤職員 3名

④ デイリープログラム

9:00 ～ 受け入れ クラス毎に朝の会(礼拝)

朝の会終了後順次設定保育・外遊び

11:30 ～ 昼食

12:30 ～ 午睡

14:30 ～ 起床

15:00 ～ おやつ

自由遊び

～16:30 順次帰宅

⑤ 保育計画表

表 I H29 年度年間指導計画

⑥ 園内保育長期休暇

- ・夏休み(お盆時期)
- ・冬休み(年末年始)
- ・春休み

表 I : H29 年度年間指導計画

## 年 間 指 導 計 画

2017 年度      エンジェル      3・4 歳児

年間目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な生活習慣を身に付け情緒が安定して園生活をおくる事が出来る。</li> <li>・ 保育者や友達と一緒に遊ぶ事の楽しさを知り、色々な事に意欲的に取り組もうとする。</li> <li>・ 思いや要求を自分なりに表現し、伝えようとする。</li> </ul>			
		前期(4月～12月)		後期(1月～3月)	
予想される子どもの姿		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい環境に慣れるまで、不安を感じたり、落ち着きがなかったりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落ち着いて園生活がおくれるようになる</li> <li>・ 友達との関わりが広がり、それぞれの思いがぶつかり合うことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友達と、ごっこ遊びや運動遊びなど、共通の遊びを一緒に楽しむ。</li> <li>・ 自然物に触れて遊ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友達や保育者の手伝いをしたがる。</li> </ul>
期のねらい		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい環境に慣れ、情緒を安定させて園生活を送る。</li> <li>・ 自分の好きな遊びを見つけて楽しむ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々なものに好奇心をもち、遊びの場を広げていく。</li> <li>・ 砂遊びや水遊びを楽しみ開放感を味わう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友達との遊びの中で、交わす言葉が多くなる。</li> <li>・ 戸外での遊びを十分に楽しみ、自然のものに触れて楽しむ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の思いを出しながら、友達の思いも少しずつ分かるようになり、一緒に遊ぶ。</li> </ul>
内容	健康 人間関係 環境 言葉 表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欲求を十分に受け止めてもらい、新しい環境に慣れ、安心して生活する。</li> <li>・ 保育者や友達のしている事に、興味や関心をもつ。</li> <li>・ 色々な教材、素材を使って一年間を通して、絵画・制作を楽しむ。</li> <li>・ 簡単な体育遊びを遊びの中に取り入れ、楽しく取り組む事が出来る。</li> <li>・ 色々な絵本を保育者に読んでもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物の取り合いなど、友達とのトラブルを経験し、他人の存在や思いに気付く。</li> <li>・ 虫や草花、砂、水に存分に触れて楽しむ。</li> <li>・ 泥んこ遊びやプール遊びなど夏の遊びを楽しむ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸外で全身を動かして遊ぶ事を友達と一緒に楽しむ。</li> <li>・ 秋から冬の自然物や身近な素材を使って、製作や遊びを楽しむ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友達と遊んだり、話したりする事を喜び、一緒に活動しようとする。</li> <li>・ 身近な自然の変化（雪・氷・草花の芽生え等）に触れる。</li> <li>・ 簡単なルールのあるゲームを皆で楽しむ。</li> </ul>
	環境構成と援助のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人ひとりの言葉や表現、思いを受け止め、安心して生活出来るよう、保育者との信頼関係を深める。</li> <li>・ 好きな遊びが出来るよう環境を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来ない事はさりげなく援助し、自分でしようとする気持ちを大切にす。</li> <li>・ 友達と一緒に、ごっこ遊びや運動遊びを楽しめるよう、場作りや遊具を整える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ うがい・手洗いの徹底と、室内の衛生面に十分に配慮し、インフルエンザや伝染病に注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色々な場面で、やってみたいと思う気持ちを受け止め、対応する。</li> <li>・ 一人ひとりの一年間の成長を確認し、次へとつなげていくようにする。</li> </ul>
ホームとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新年度に必要な準備をお願いする。(着替え・パジャマ・タオル)</li> <li>・ 子どもの様子を聞いたり、ホームとの連携を図り、信頼関係をつくっていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着脱しやすい衣服の準備をお願いする。</li> <li>・ 夏期中の食事、休憩、睡眠に配慮してもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 季節の変化に応じた衣服の調節に配慮してもらう。</li> <li>・ 利用児童全員の面談を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暖房、換気、寒さへの対応をするなど、安全で健康的な環境に留意してもらう。</li> </ul>	
性教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爪切り、耳掃除、手洗いうがい、肌疾患のケア(保湿・服薬管理)を行う。</li> </ul>				

# 平成 29 年度 事業計画書(案)

社会福祉法人キリスト教児童福祉会  
児童家庭支援センターみなと

〒231-0862

神奈川県横浜市中区山手町 68

T e l 0 4 5 ( 6 6 3 ) 2 7 5 9

F a x 0 4 5 ( 6 6 3 ) 2 7 0 4

## I 基本理念

「神の家族」

あなた方は神の家族です。【エフェソの信徒への手紙 2 章 19 節】

## II 使命

子育て家庭の困りごとを、安心に変える。

## III 目的

養育に課題があり継続した支援が必要な家庭・子ども等に対して、地域で安定した生活ができるよう、専門的な知識・技術を必要とする相談や日中の預かり等の支援を適切に且つ継続的に行う。親と子どもが一定期間の休息などをとることで虐待の未然防止につなげるとともに、区役所や地域の関係機関と連携を深めながら支援機関としての役割を担う。また、様々な問題を抱える子どもを育てる里親家庭が孤立しないための相談やレスパイト、施設退所後の家族の再統合への専門性を活かした支援や見守りなどを行う。

### 利用対象者

「横浜市養育支援台帳における児童虐待及び不適切養育の共有ランク表」(別表 1)における C・D・E ランクを中心とする、

- ・児童相談所に加えて、区福祉保健センターが把握した専門的な支援を要するケース
- ・児童相談所、区福祉保健センターが把握していないが、支援を要するケース

および

- ・施設を退所して間もないケース
- ・里親委託、ファミリーホーム委託されたケース
- ・一時保護委託を受けた児童

とする。

## IV 機能

相談支援・心理療法・子育て短期支援事業等を通じての地域における子育て家庭の在宅生活をサポートする。

## V 目標

関係機関との連携を図りながら、ケースを有機的かつ立体的に理解し、過去・現在・未来の視点をもってソーシャルワークの理論・アプローチを活用し支援を展開する。

## VI 方針

対応件数にとらわれずに、一つ一つのケースを丁寧にアセスメントし、子ども・保護者を虐待等のリスクから守り、子育て家庭にとって、より良い在宅生活を送ることができるよう支援する。

※平成 28 年度より、相談件数に応じて補助金が交付される仕組みに改められた。事業費が本園持ち出しとならないようにするためには、年間対応件数 1000 件を目標に設定する必要がある。しかし、表面的な「数」に捉われるだけでなく確実に支援する姿勢を忘れずに業務に取り組む。

## Ⅶ 計画

### (1) 相談支援事業

相談支援開始時の説明、支援契約の推進を図る。また、個別支援計画の作成、更新を最低年1回行う。

養育家庭支援事業においては、利用登録の整備も進める。

心理対応職員の増員に伴い、心理療法利用の依頼増加が見込まれるが、児家センの心理療法について検討が必要であり、「児家センならでは」の心理療法のあり方を明確にしていく。

※養育家庭支援事業：

### (2) 受託事業

横浜市と協議の上、必要時に実施する。

### (3) 関連機関との連携・連絡調整

個別カンファレンス、中区との連絡会・進行管理会議、要保護児童地域対策協議会等への参加を通じて顔の見える関係の構築に努める。これらを通じて新規ケースを円滑に紹介してもらうシステム作りを行う。

小・中学校との連携の強化に努め、「気になる子ども」に対する支援につなげられるようにする。

### (4) 里親・ファミリーホームへの支援

里親支援機関として、こどもみらい横浜と連携し里子に対する心理アセスメントや心理療法を実施する。

これまでは協議段階であったが、実際の支援を開始したい。

里親基礎研修の受け入れ、里親サロンの会場提供、里親養育懇談会への参加を積極的に行う。

県域の里親支援機関への見学を実施し、支援事例について理解を深め、活用する。

### (5) 横浜市子育て短期支援事業の利用調整

対応職員を増やし、地域のニーズに応えることができるよう努力する。

緊急時における利用依頼について対応を検討してゆく。

### (6) 横浜市子育て短期支援事業の実施

子どもと共に過ごす中で、専門的見地からアセスメントを行う。保護者へフィードバックすることにより、在宅生活へのヒントにつなげることができるようにする。

なお、実施の際は聖母愛児園との連携を取り合いながら実施する。(別表2参照)

### (7) 地域交流事業

年間2回(10月・3月)に、保護者対象(内容は要検討)と親子対象(イースターエッグ作成)のイベントを企画・実施する。

他機関との連携強化をねらいとして、専門職向け研修会実施に向けて検討を行う。

### (8) みなと職員間連携

みなと会議を週1回開催する。運営に関わることから、ケースの進捗状況の把握まで取り扱う。

事業所内他職種理解の促進を目的とした勉強会の実施について検討する。

役割分担及び年間予定に関しては、別表3・別表4を参照。

## (9)研究、学習、研修等への参加

以下の研修等に参加を予定している。

- ・全国児童家庭支援センター協議会主催研修会 ・関東地区児童家庭支援センター協議会主催研修会
- ・外部講師によるスーパービジョン ・他の児童家庭支援センターへの見学
- ・中区内児童福祉関係事業所ニーズ調査 ・聖母愛児園園内研修 ・神児研研修
- ・心理士会研修 ・新任研修

## (11)聖母愛児園との連携

聖母愛児園職員会議、全体朝礼およびバザー委員会に参加する。聖母愛児園の行事にも参加し、職員だけではなく入所児童との交流も図り、支援のバックアップを担えるよう努める。防災訓練や不審者対応訓練においても、聖母愛児園の訓練に参加する。

キリスト教について学びを深めるために、聖母愛児園ブロック会にて行われている「聖書の学び」に参加する。

## (12)実習生の受入

社会福祉援助技術現場実習の受け入れを行う。受け入れに当たって、年度上半期にカリキュラムの確認等を行い、下半期に受け入れを実施する。

## (13)要望受付システムの活用

口頭での受付に加えて意見箱を設置する。必要に応じてみなと第三者委員(聖母愛児園第三者委員兼任)も入り、利用者からの苦情・要望の適切な解決に努める。第三者委員会は聖母愛児園と合同で行う。

利用者に対し、要望受付システムに関する文書を作成し配付する等、周知をはかる。

## (14)安全管理

みなと独自に消火訓練計画を立案し実行する。避難経路、消火器設置場所の確認を定期的に行う。また、非常時持ち出しリストの作成を行う。子育て短期支援事業受入時における大規模災害発生を想定し、保護者との連絡の取り方について検討する。また、その方法について周知を図る。

## (15)広報活動

地域交流事業や関係機関への訪問、小中校長会、生徒指導専任会における業務説明、ホームページの公開を行うことにより当センターの存在を周知する。

## VIII 職員配置

- ・センター長:1名(聖母愛児園施設長が兼任) ・相談・支援担当職員:2名
- ・心理療法等担当職員:2名 ・その他職員(子育て短期支援事業対応):1名



＜別表 1: 横浜市養育支援台帳における児童虐待及び不適切養育の共有ランク表(概略)＞

ランク	状 況
A (生命の危機 有り/重度)	「身体的虐待」等による、生命の危険に関わる重症、「養育の放棄・怠慢」等のために病死・衰弱死の危険性があるもの（生命の危機有り）
	今すぐには生命への影響はないと考えられるが、現にこどもの健康や成長・発達に重大な影響が生じているか、生じる「可能性」があるもの（児童相談所による一時保護の検討が必要なもの）（重度）
B (中度)	継続的な治療を要する外傷や栄養障害はないが、長期的にみるとこどもの心身の成長に影響を及ぼすことが危惧されるもの（一時保護等児童相談所による継続した関与が必要なもの）
C (軽度)	保護者に一定の行動抑制はあるが、実際にこどもへの暴力がみられたり、養育に対する拒否感があるもの又は保護者の家事・養育力が不足しているもの（区や児童相談所、地域による関与が必要なもの）
D (危惧有)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在虐待は認められないが、保護者や家族の状況の変化により、虐待に発展する可能性が強く疑われる</li> <li>・現時点では、家族や福祉サービスの利用によって虐待が未然に防がれているが、そのいずれかが欠けると虐待が発生することが強く疑われる</li> <li>・当該のこどもへの明確な虐待の事実が確認されないが、きょうだいへの虐待歴が確認される等から虐待が行われている可能性や今後起きる可能性が高い</li> <li>・こどもが目撃しているかどうか確認されていないが、保護者が長期にわたりDVを行っている</li> <li>・保護者やこどもとの面談では、虐待の事実は確認できないが、通報の内容やその頻度から、虐待が行われている可能性が高いと思われる</li> </ul>
E (養育支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待は見られないが、養育にうまく対応できない状況が見られる</li> <li>・養育者からの育児不安の訴えがある</li> <li>・支援により「不適切な養育」の改善が期待される</li> </ul>

(別表 2)

**横浜市子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ・休日預かり)  
受け入れについて**

保護者および区や児童相談所からの依頼、みなとから預かり利用を保護者へ打診する。



**検討**

利用予定日を保護者、必要に応じて関係機関と共に調整する。



**受け入れ**

荷物記名チェック、健康状態、服薬等の確認を行う。(チェックシートを活用)



**実施**

食事は聖母愛児園調理室へ依頼する。必要があれば学校への送迎も行う。

幼児の場合は、日中の過ごし方としてエンジェル(園内保育)へ登園することも検討する。



**終了**

忘れ物がないよう確認する。(チェックシートを活用)

保護者にこどもの様子等を伝える。費用が発生している場合は、領収書を発行し費用を受領する。

※利用実績報告書を作成、翌月初めに横浜市・中区へ提出する。